

[件名] ポスト 2010 年目標日本提案（案）に関する意見
[宛先] 環境省自然環境局 生物多様性地球戦略企画室
[氏名] NPO法人トラ・ゾウ保護基金（JTEF）事務局長 坂元雅行
[郵便番号・住所] 105-0001 港区虎ノ門 2-5-4 末広ビル 5 階
[電話番号] 03-3595-8088
[FAX 番号] 03-3595-8090
[意見]

○ 1 頁 3 行目 中長期の目標（2050 年）

【原案】

人と自然の共生を世界中で広く実現させ、生物多様性の損失を止め、その状態を現状以上に豊かなものとするとともに、人類が享受する生態系サービスの恩恵を持続的に拡大させていく。

【意見】

生物多様性の人為的な減少を、自然のプロセスによる増加に転ずる。

【意見の主たる理由】

下記の趣旨で修文すべき。

記

原案においては、行動目標と生物多様性保全の（究極的）目的とが渾然一体となっている。2010 年目標の先にある「目標」を端的に表現すべきである。

○ 1 頁 9 行目 短期の目標（2020 年）

【原案】

中長期目標を達成するため、

- ① 生物多様性の状態を科学的知見に基づき地球規模で分析・把握する。生態系サービスの恩恵に対する理解を社会に浸透させる。
- ② 生物多様性の保全に向けた活動の拡大を図る。将来世代にわたる持続可能な利用の具体策を広く普及させる。人間活動の生物多様性への悪影響を減少させる手法を構築する。
- ③ 生物多様性の主流化を図り、多様な主体が新たな活動を実践する。

【意見】

下記の趣旨で修文すべき。

記

中長期目標を達成するため、

- ① 生物多様性の変化が地球、地域、各国の各レベルで統一性のある科学的手法によってモニタリングされる体制が確立し、稼働している。
- ② 各国の生物多様性国家計画・戦略が、統一性のある個別目標を共有し、さらに①の生物多様性モニタリングからのフィードバックを受けて修正発展する性質をもつよう強化される。
- ③ 生物多様性の保全が地球環境保全のもっとも根源的な課題であることが、地球規模で、政界、財界、学界、市民等各セクターの共通認識になる。

【意見の主たる理由】

現状・変化の把握、それに応じた対策の基本的枠組み、その枠組みにおいて協働するセクター

の意思の強化が基本要素と考える。

○ 3 頁 21 行目 達成手法 C2

【原案】

達成手法 C2 生物の生息環境に配慮した農地及びその周辺地域の環境を創出する。

【意見】

下記の趣旨で修文すべき。

記

達成手法 C2 達成手法 E3（ランドスケープ単位で土地利用の計画的調整を行い、生態系およびそれらが複合したものの全体の自然なプロセスを維持する。）の実行を前提に、集約的な農用地においても、生物の生息環境に配慮した農地及びその周辺地域の環境を創出する。

【意見の主たる理由】

土地利用の計画的な調整により生態系の機能を損なわないようなゾーニングがなされることが前提である。農用地であれば、集約的農業が行われる区域と粗放的な農業が行われる区域の配置も生態系保全の観点から調整を受けなければならない。E3 と別に C2 が達成手法にあげられている意義は、土地利用調整の結果一定の集約的農業に割り当てられた区域であるとしても、可能な限りの生態系機能を確保することにある。

○ 3 頁 39 行目 個別目標 D

【原案】

個別目標 D： 生物多様性への脅威に対する対策を速やかに講じる。

【意見】

下記の趣旨で修文すべき。

記

個別目標 D： 生物多様性への脅威を速やかに除去する。

【意見の主たる理由】

「目標」においては、努力の方向性ではなく、目指す結果を記述すべき。

○ 4 頁 9 行目 達成手段 D4

【原案】

達成手段 D4 絶滅のおそれのある種に対する脅威を軽減する。

Ex. ①種の捕獲殺傷・採取損傷の禁止、②保護増殖事業の実施、③国際取引の規制
数値指標 D4 絶滅危惧種の数、個体数、保護対象種の数、生息域外保全、保護区の面積、保護増殖事業計画の実施状況
献を図る。

【意見】

下記の趣旨で修文すべき。

記

達成手法 D4 絶滅のおそれのある種を回復させる。

Ex. ①絶滅のおそれのある種を回復させるための計画制度、②捕獲殺傷・採取損傷の禁止、③国際取引の規制、④国際取引の規制の実効性を高めるための、および捕獲・採取規制を補完するための国内取引の規制

数値指標 D4 国際レベルおよび各国内レベルのレッドリストに掲載された絶滅危惧種の数（実質的な種の状況の変化によると認められる掲載状況の変化のみ考慮する）、回復計画の立案数、回復計画全体に割り当てられた予算、回復計画の実施により回復が認められた種の数など

【意見の主たる理由】

「生物多様性を保全する＝生物多様性を生み出した自然な進化のプロセスを確保する」という観点に立てば、絶滅のおそれのある種に関する目標は、「それらの種を絶滅させない」ということでは足りない。「それらの種を回復させる」ことで、生態系におけるそれらの種の本来の役割を果たせるようにしなければならないということになる。

○ 4 頁 18 行目 個別目標 E

【原案】

個別目標 E： 生物種を保全する活動を拡充し、生態系が保全される面積を拡大する。

【意見】

下記の趣旨で修文すべき。

記

個別目標 E： 生態系およびそれらが複合したものの全体が保全される区域を広範に確保する。

【意見の主たる理由】

個々の生物種に特化した保全策のみで、常に生態系全体が保全されるわけではない。生態系は必ずしも閉鎖系ではない。重要なことは、つながりのある生態系の複合体を全体として保全することである。

○ 4 頁 20 行目 達成手法 E1

【原案】

達成手法 E1 生態系保全の手法として、国有地化や、国の直接管理に加えて、地域の多様な主体と連携協力した保護管理システムに基づく保護区的面積を拡大する。

Ex. 地域の多様な主体と連携・協力する保護管理システムの普及とその方法による保護区の指定

数値指標 E1 保護区的面積・数

【意見】

下記の趣旨で修文すべき。

記

達成手法 E1 厳格な行為規制を伴う保護区の拡大

数値指標 E1 保護区の面積・数、生態系のキーストーン種・アンブレラ種の生息域で保護地域に含まれない面積の減少、モニタリング手法の一部として開発された生物多様性評価指数の増加など

達成手法 E2 厳格な行為規制を伴う保護区以外の区域において、地域の多様な主体が、伝統的・慣習的基盤のある地域においてはそれを尊重しつつ、自主的な合意形成により連携・協力し、生態系の保全を目標として計画的に管理するシステム作りと実践を促進する。

数値指標 E2 地域の多様な主体が計画的に管理する区域の面積、保護区管理に伴う手続へ参加した主体の多彩さ、参加住民の数、モニタリング手法の一部として開発された生物多様性評価指数の増加など

【意見の主たる理由】

厳格な行為規制を核とした保護区制度と、地域内の合意形成、インセンティブを核とした管理システムとでは、目標とする保全価値の程度、対象区域、その効果の評価手法が相当異なる。したがって、別の「手段」として区分しておくべきである。

○ 4 頁 26 行目 達成手法 E2

【原案】

達成手法 E2 生態系の分断を解消するために、その連結ルートの設定や保護区の適切な配置により、生態系全体としての広域化・ネットワーク化を図る。

Ex. ①河川における生物生息・生育空間の連続性の確保、②国土、地域、市町村等の各レベルでの回廊による生態系保全地域の連結、③渡り鳥フライウェイの保全、④生物生息域としての陸域と海域の相互作用の確保と理解向上

数値指標 E2 連結・ネットワーク化された生態系保全地域・保護区面積

【意見】

下記の趣旨で修文すべき。

記

達成手法 E3 ランドスケープ単位で土地利用の計画的調整を行い、生態系およびそれらが複合したものの全体の自然なプロセスを維持する。

Ex. ①生態系のキーストーン種、アンブレラ種等の生息地間をつなぐ生物学的回廊（コリドー）の保全、生息地がすでに分断されている場合は遺伝的多様性の保全に留意しつつコリドーの創出により再連結を図ること、②陸域と海域の生態系間の相互作用確保をも視野に含めた河川流域の統合的管理、③渡り鳥、クジラ類等回遊性動物の回遊ルートの保全

数値指標 E3 土地利用の計画的調整が行われたランドスケープの区域面積、コリドーが確保された生息域面積など

【意見の主たる理由】

保護区への指定等、厳格な規制が可能だが広域的に措置することが難しい「達成手法 E1」と、

ランドスケープ単位でのソフトなゾーニングにより広域的に措置する「達成手法 E3（原案では E2）」とは、生態系保全手法の双璧である。これらは、別の手法として明確に記述すべき。
以上